

令和5年  
10月1日  
スタート

# 臼杵市妊産婦健康診査等通院交通費助成事業

臼杵市では、安心してこどもを産むことができる環境づくりを推進するため、近隣に産科医療機関のない妊産婦の健康診査や出産のための通院に要する交通費を一部助成します。

## 対象者

以下のいずれにも当てはまる方

- ①臼杵市内に住民登録のある妊産婦であること。
- ②住民登録のある自宅から最寄りの産科医療機関又は医師の診断等に基づく転院後の産科医療機関までの距離が20kmを超える妊産婦で、妊産婦健康診査等のために、産科医療機関を受診していること。(※里帰り出産を理由に市外の産科医療機関に通院する場合を除く)
- ③令和5年4月1日以降に母子健康手帳交付を受けた方。

## 対象期間

母子健康手帳の交付を受けた後の妊婦健康診査から産後概ね1か月の産婦健康診査まで  
※令和5年10月1日からの交通費が対象です。

※転入する場合、転入日に受けた妊婦健康診査等は対象です。

※転出する場合、転出前日までに受けた妊婦健康診査等は対象です。

### タクシー以外の利用

1回(1往復)当たり 1,000円

妊婦健康診査 14回

(出産の遅れにより14回を上回った場合、  
回数を1週当たり1回分上乗せ)

出産時 1回

産婦健康診査 2回

### タクシーの利用

1回(1往復)当たり 上限12,000円

2回



## 申請期間

妊産婦健康診査等の最終通院日の翌月の初日から1年以内(最終通院月の翌年同月末日まで)に申請してください。

※申請受付開始は令和5年10月16日からです。

## 申請方法

- 母子健康手帳
- 通帳(母の名義のもの)
- タクシ一代の領収書の原本(日付と金額が記載されたもの)  
※タクシー利用の場合
- 医師の診断書 ※医師の診断に基づき転院した場合

診断書がない場合も  
窓口で自己申告書を  
ご記入いただければ  
申請できます

上記を臼杵庁舎子ども子育て課窓口(ちあぽーと内) または 野津庁舎市民生活推進課5番窓口(1階)までお持ちください。

## 助成金の支払方法

申請内容を審査のうえ、原則として申請のあった日から2か月以内に指定の口座に振り込みます。

# Q&A

## Q1 距離の調べ方

20kmとはどのように調べれば良いですか？

A1

Googleマップ等の地図ソフトを基本とします。住民登録のある自宅から最寄り(または転院先)の産科医療機関までの車の距離を調べ、20km以上になった方が対象です。

## Q2 高速道路利用

高速道路を利用をしたら距離が20km以内だったのですが、対象外になりますか？

A2

一般道路で産科医療機関まで20km以上の方を対象とするため、高速道路を利用しても対象内となります。

## Q3 申請のタイミング

申請はどのタイミングですればいいですか？

A3

産後概ね1か月頃の産婦健診を受け終わった後、まとめて申請に来ていただくと手続きがスムーズです。

## Q4 里帰り先での健診

自宅が対象になるのですが、里帰り先が市外で、里帰り先から市外の最寄り産科医療機関までが20km以内だった場合でも対象になりますか？

A4

申し訳ありませんが対象外になります。里帰りしていない期間がありましたら、その分を申請することができます。里帰り期間を申請の際お伝えください。

## Q5 往復で交通手段が違う場合

行きがタクシー(例:7000円)で帰りが電車(例:600円)の場合はいくら支給されますか？

A5

タクシーフレーバーが優先され、タクシー以外の利用分は対象外になります。タクシーフレーバーの上限12,000円が対応になりますので、7000円を支給いたします。

## Q6 第二子以降の健診

第一子出産のとき医師の診断で転院し、20km以上離れた総合病院で出産した。その際、医師から「第二子以降の妊婦健診も最初からうちの総合病院で受診してほしい」と言われたが、第二子以降の交通費は対象になりますか？また、どのように申請したら良いですか？

A6

対象になります。申請時、医師の診断書や紹介票がないと思いますので、窓口で自己申告書(転院した病院や転院理由等を申告できる書類)のご記入をお願いします。